

保育園での薬の取り扱いについて

本来、お子さんへの与薬は保護者により行われるべきものです。保育園に保護者が来園できず、医師の処方上やむを得ない場合に、保護者の依頼に基づき保護者の責任のもとに、保育園職員が保護者に代わって与薬を行います。

つきましては、与薬が必要となった場合、以下の点についてご承諾の上、必要書類の提出をお願いいたします。

- やむを得ず保育時間中に与薬する必要がある場合についてのみ、与薬を行います。受診時には、必ず医師に保育園に通園していることを伝え、できるだけご家庭で与薬できるように相談してください。
- 与薬を依頼される薬は、その依頼時の疾病についてその時点で医師が処方した処方期間内の薬のみとし、市販薬やそれ以前に処方された薬はお受けできません。
- 坐薬は原則取り扱いできません。やむを得ず必要になる場合は、保育園が主治医と面談し個々の状況に応じて預かるかどうか検討させていただきます。なお、使用に当たってはその都度保護者に連絡し、了承を得た上で使用します。ただし、使用する坐薬は一度ご家庭で使用したことがあるものに限らせていただきます。
- お子さんが幼児の場合は、ご家庭で事前に与薬についてお話しください。お子さんが服用を嫌がったり、吐いた場合は安全のため与薬を行わない場合があります。

【薬を持参される場合の注意事項について】

- 薬は必ず医師の「与薬指示書」②、保護者の「与薬依頼書」③、「薬剤情報提供書」とともに、登園時に直接職員にお渡しください。文書の添付がない場合や記入漏れがある場合、持参された薬が所定の形態でない場合等はお受けできません。
- 持参される薬は、内服薬は一回分のみとし、内服薬以外は登園時にお預かりし降園時に返却します。薬袋や容器に必ず「氏名」「クラス」「与薬時間」を記入してください。
- 慢性疾患等の薬は、薬剤や薬量等に変更があった際は随時、また、変更がない場合も年に一度、「与薬指示書」、「与薬依頼書」を提出していただきます。

※ お子様が感染症等に罹患された後、登園される際に「登園届」④の医療機関名の箇所にお医者様からゴム印等を押してもらったものを担当職員にご提出下さい。

※ ①～④の用紙は、必要時にコピーを取ってご使用下さい。